茨城労働



2019. 3 No. 710

Seed:種〈情報を伝えて大きく育てるという願い〉

目次

悩みはひとりで背負わないで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
ゴールデンウイークにおける年次有給休暇の取得促進について・・・・・・・・・ 2	
県立産業技術短期大学校・産業技術専門学校のご案内・・・・・・・・・・・・ 3	
障害者雇用優良企業を募集します・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-	-5
勤労青少年ホーム・働く婦人の家を利用しましょう・・・・・・・・・・・・ 6	
労働委員会の窓から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
平成30年労働委員会の活動概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	
平成30年労働組合基礎調査結里・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9-	_ 14

悩みはひとりで背負わないで

~茨城カウンセリングセンターのご案内~

(公財)茨城カウンセリングセンターは、茨城県と県内の産業界との協力により設立されたカウンセリングの専門機関です。

職場や家庭での人間関係、孤独や不安な気持ちで苦しんでいる方、自らの生き方に悩んでいる方・・・ どうかひとりで背負わないで、お気軽にご相談ください。ご相談内容の秘密は厳守いたします。

	場所	面接日	面接料金	
センター	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階	10:00~18:00 (日・祝日除く)		カウンセリングは 予約制です。 まずはお電話で
牛久ルーム	牛久市中央 1-16-1 「ラウェル牛久」 中央労金牛久出張所 2階	月 1 回実施 (日時はお電話 等でご確認く ださい)	1回につき 3,240円 面接時間は 約50分	お申し込みください。 電話 029-225-8580 受付時間は 月〜金 9:00~17:00 土 10:00~17:00



【お問い合わせ】

公益財団法人茨城カウンセリングセンター 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階

電話: 029-225-8580

URL : http://www.sunshine.ne.jp/~iccnet/

労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう



●労働基準法が改正され、年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが 必要となります。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」(以下「計画的付与制度」という。)とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の全ての 労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。<u>なお、下記の時間単位の</u> <u>年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。</u>

計画的付与制度を導入することは、年次有給休暇の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

1) 導入例

例えば、2019年のゴールデンウィークに 導入すると?

年次有給休暇を土日、祝日と組み合わせて、連続休暇に。

土日の休日や祝日に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて大型連休にすることができます。また、[___]点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も可能です。

2019年4月+5月のゴールデンウィーク

日	月	火	水	木	金	±
21	22	23	24	25	26	27
28	昭和の日 - 29	国民の祝日 30	即位の日 1	- 国民の祝日 - 2	憲法記念日 —	みどりの日 4
こどもの日 5	振替休日	計画年休	計画年休	ブラスワン休暇	ブラスワン休暇 10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25

2)日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

 5目
 5目

 事業主が計画的に付与できる
 労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15⊨	5⊨
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3)活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班·グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

注)就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を 定めてください。

注)就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

2019「茨城県立産業技術専門学院」入学生募集中!

ものづくりに関する様々な技術が学べる「茨城県立産業技術専門学院」では、 主に高校卒業以上の方を対象として、2019年度入学生の追加募集をしてい ます。

学費は県立高校並みで、複数の資格が取得でき、毎年、ほとんどの修了生が 県内の企業に正社員として採用されるなど、就職に強いのが特徴です。

また、17歳以上の若年求職者を対象とする無料の短期課程もあります。

(ハローワークでの職業相談が必要です)

学院では少人数制で、基礎から丁寧に指導しており、高校の普通科出身の方でも専門的な知識や技術を身につきます。もちろん女性も大歓迎です。 選考試験の日程等について、詳しくは各学院にお問い合わせください。

【募集中の訓練科】※募集定員はいずれも若干名

「水戸」建築システム科、電気工事科

[日立] 機械加工科

[鹿島] プラント保守科, 生産 CAD 科(短期課程)

[土浦] 機械技術科,コンピュータ制御科 IT 技術科(短期課程)

[筑西]機械システム科,電気工事科金属加工科(短期課程)



●水戸産業技術専門学院(水戸市下大野町 6342) TEL029-269-2160

http://www.ibaraki-it.ac.jp/gakuin/

●日立産業技術専門学院(日立市西成沢町3-9-1) TELO294-35-6449

http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/hisansen/kunren/index.html

●鹿島産業技術専門学院(鹿嶋市大字林572-1) TELO299-69-1171

http://business2.plala.or.jp/kasigise/index.

●土浦産業技術専門学院(土浦市中村西根番外 50-179) TELO29-841-3551

http://www.t-gakuin.ac.jp/

●筑西産業技術専門学院(筑西市玉戸1336-54) TELO296-24-1714

http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chikusansen/kunren/index.html

【茨城県ものづくり人材育成ブログ】

訓練の様子やオープンキャパスの結果などを掲載しています。 http://blog.livedoor.jp/shokunoibaraki/

【問い合わせ先】

産業戦略部労働政策課 人材育成グループ

TEL 029-301-3653 e-mail <u>rousei4@pref.ibaraki.lg.jp</u>



県では、障害者の雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定し、県のホームページ等により公表することにより、障害者雇用への理解促進を図るとともに、障害者の方々に就労するうえでの有益な情報を提供することにより、障害者の就労を支援します。

1 認定マーク

県は、認定した企業に対し、認証マーク及び認定証を交付します。 認証マークは、企業のパンフレットや名刺に印刷するなど企業のPR に活用できます。

また、認定企業の取り組みを県HP等で紹介させていただきます。



障がい者雇用優良企業



- (1) 県内に本社があること。
- (2) 障害者雇用率が法に基づく算定方法により 2.5%を達成していること又は過去3年間において法定雇用率を達成していること。
 - ※常用雇用労働者が45.5人未満の企業等については1名以上障害者を雇用していること。
- (3) 裏面に掲げる項目(「職場環境」「雇用」「人的環境」「姿勢」)のそれぞれの区分において、 1項目以上該当する取組を行っていること。
- (4)特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。
- (5)申請日から過去1年間以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- (6)企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36条)第2条 第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 申請方法

茨城県障害者雇用優良企業認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、ご提出ください。

- (1)公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し
- (2)誓約書(様式第2号)
- (3) 取組内容, その他実績のわかる書類 ※様式は県 HP に掲載しておりますので、ご利用ください。

申請・お問い合わせ先





Mail: rousei2@pref.ibaraki.lg.jp





茨城県障害者雇用優良企業認定企業取組項目



大」	頁目	中項目		内容	具体的な取組例
		1	設 備・環 境	障害者に配慮した職場環境となっている。	バリアフリー化・手すり・スロープ等の 整備等
	職場環境	2	作業効率化	誰もが作業できるような工夫がなされ ている。	作業内容の単純化・作業手順書等の整備 等
		3	安全衛生	障害者が安全に作業を行えるよう配慮 がなされている。	事故防止対策・安全装置の導入等
	_	4	労 働 時 間 休 暇 制 度	障害者に配慮した労働時間・休暇制度 が設けられている。	短時間・短日数勤務・休憩時間の延長等
働きやすさ	雇用用	5	正社員雇用	障害者を正社員として雇用している。	申請日時点で1名以上正社員で就労して いる障害者が在籍している
		6	継続就業	障害者が離職せず長期間就労している 実績がある。	申請日時点で3年以上継続就労している 障害者が在籍している
		7	職員の理解促進	職場で障害者への理解促進のための取 組を実施している。	職場研修会の実施・ジョブコーチの配置・ 活用等
	人的環境	8	コミュニケーション	障害者とのコミュニケーションを図る ための工夫がなされている。	連絡帳・手話取得勉強会・面談・声かけ 運動等
		9	福利厚生	障害者が楽しく健康的に働ける取組を 実施している。	レクリエーション・健康診断の実施等
	` <i>^</i>	10	研修生の受入	障害者の職場実習受入を実施している。	申請日から過去3年間以内に委託訓練・ トライアル雇用等を活用している
積極性	姿勢	11	障害者支援	障害者就労施設等からの物品・役務の 調達・発注等を実施している。	申請日から過去3年間のうち年間 50 万 円以上発注している実績がある
		12	新規採用	障害者を積極的に採用している・しよ うとしている。	申請日から過去5年間以内に障害者の採用実績がある,申請日から過去3年間以内に求人登録をしている・障害者就職面接会等への参加実績がある

勤労青少年ホーム・働く婦人の家を利用しましょう

県内には、7 箇所の勤労青少年ホーム及び 6 箇所の働く婦人の家があり、中小企業等で働く青少年や女性労働者の福祉の増進を図るため、スポーツやレクリエーション、文化教養等の余暇活動を行う場を提供しています。

詳細については、各勤労青少年ホーム及び働く婦人の家へお問い合わせください。

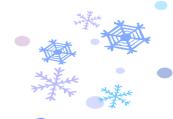
●勤労青少年ホーム一覧

名称	所在地	電話番号
土浦市勤労青少年ホーム	土浦市文京町 9-2	029-822-7921
古河市総和勤労青少年ホーム	古河市北利根 10	0280-92-2505
石岡市勤労青少年ホーム	石岡市石岡 2149-3	0299-24-0322
下妻市勤労青少年ホーム	下妻市砂沼新田 15	0296-43-7423
取手市立勤労青少年ホーム	取手市白山 5-1-1	0297-73-5671
かすみがうら市勤労青少年ホーム	かすみがうら市稲吉 2-6-25	029-831-5896
境町勤労青少年ホーム	猿島郡境町長井戸 1689-1	0280-87-5858

●働く婦人の家一覧

名称	所在地	電話番号
日立市女性センター	日立市鮎川町 1-1-10	0294-36-0554
古河市働く女性の家	古河市北利根 10	0280-92-2505
下妻市働く婦人の家	下妻市今泉 240	0296-43-7929
取手市立働く婦人の家	取手市白山 5-1-1	0297-73-5671
つくば市働く婦人の家	つくば市沼田 40-2	029-866-2127
かすみがうら市働く女性の家	かすみがうら市稲吉 3-15-67	029-831-2234





労働委員会の窓から





労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働 行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できる あっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

🔷 今期の事件の状況



- ◆ **審査事件** (労働組合又は労働者からの申立てにより,不当労働行為に) 該当するかどうかを判定し,該当する場合救済を図る制度)
- ・・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は3件です。
- → 調整事件 (労働組合と使用者との間の紛争に ついて話合いにより解決を図る制度)
- ・・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。
- ◆ 個別あっせん事件 (労働組合に加入していない労働者と使用者との) 間の紛争について話合いにより解決を図る制度)
- ・・・・当該期間中に新規申請が2件ありました。係属中の事件は2件です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	調整事項
平成 31 年(個)第 1号事件	教育,学習支 援業	H31. 1 . 21 労働者	・パワハラ行為の把握と謝罪 ・経済的,精神的損害に対する補償金の支払 い
平成 31 年(個)第 2号事件	卸売業,小売業	H31. 1.22 労働者	・パワハラに対する謝罪 ・取得することができなかった年次有給休暇 相当分の支払い



平成 30 年における労働委員会の活動状況を報告します

1 調整事件

(1) 取扱状況

平成30年における調整事件の取扱件数は4件で,前年からの繰越しが1件,新規申請が3件でした。新規申請のうち,組合からの申請が2件,使用者からの申請が1件でした。

なお、新規係属事件を業種別にみると、「医療、福祉」が2件、「教育、学習支援業」1件でした。昨年と比較すると、事件数は、1件多くなっています。

	H29年	H30年	前年比
調整事件数	3件	4件	+1件

(2)終結状況

係属した事件4件全てが終結しました。終結状況は、あっせん案受諾による解決が2件、打切りが2件でした。

2 審查事件

(1) 取扱状況

平成30年における不当労働行為事件の審査の取扱件数は5件でした。前年からの繰越しが2件, 新規申立てが3件でした。昨年と比較すると,事件数は,2件多くなっています。

	H29年	H30年	前年比
審査事件数	3件	5件	+ 2 件

(2)終結状況

係属した事件5件のうち、2件が終結し、3件は翌年へ繰り越しました。終結状況は、関与和解が1件、取下げが1件でした。

3 個別的労使紛争に係るあっせん事件

(1) 取扱状況

平成30年における個別的労使紛争に係るあっせんの取扱件数は新規申請の1件で,労働者からの申請でした。

なお,新規係属事件を業種別にみると,「不動産業,物品賃貸業」が1件でした。昨年と比較 すると,事件数は,2件少なくなっています。

	H29年	H30年	前年比
個別あっせん事件数	3件	1件	△2件

(2)終結状況

係属した事件1件が終結しました。終結状況は、被申請者あっせん不参加による打切りでした。

(3) 労働相談

平成30年に労働委員会が直接受け付けた個別的労使紛争に関する労働相談は、40件でした。 相談内容は、「経営又は人事」に関するものが17件、以下、「職場の人間関係」が12件、「賃金等」関係が6件、「労働条件等」関係が5件及び「その他」が2件でした。

(※複数項目に該当する相談があるため、相談件数と相談内容の内訳の計は一致しません。)

[お問い合わせ先]: 茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
TEL029-301-5563 (総務調整課), 029-301-5568 (審査課)
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html

平成30年茨城県労働組合基礎調査結果

1. 労働組合数と労働組合員数 (表-1)

茨城県内の労働組合数は930組合で、前年の930組合と同数となった。

労働組合員数は198,979人となり,前年の194,185人を4,794人(2.5%)上回っている。

また、パートタイム労働者を組合員としている労働組合数は161組合で、前年の164組合を3組合(-1.8%)下回った。

パートタイム労働組合員数は、31、502人となり、前年の26、755人を4、747人(17、7%)上回り、平成17年から14年連続の増加となっている。

(表-1) 労働組合数及び組合員数の推移

		組合数		組合員数		
		対前年増加数	対前年増加率		対前年増加数	対前年増加率
年	組合	組合	%	人	人	%
平成26年	974	-6	-0.6	186, 895	1, 390	0.7
	153	5	3. 4	15, 769	5, 431	52. 5
平成27年	957	-17	-1.7	192, 858	5, 963	3. 2
	161	8	5. 2	22, 770	7, 001	44.4
平成28年	940	-17	-1.8	195, 660	2, 802	1. 5
	163	2	1. 2	24, 679	1, 909	8.4
平成29年	930	-10	-1. 1	194, 185	-1, 475	-0.8
	164	1	0.6	26, 755	2, 076	8.4
平成30年	930	0	0	198, 979	4, 794	2. 5
	161	-3	-1.8	31, 502	4, 747	17.7

[※]下段は内数で、パートタイム労働者を組合員とする組合数及びパートタイム労働者の組合員数である。

2. 茨城県及び全国における推定組織率の推移(表 - 2)

経済センサスと労働力調査から推定した茨城県における推定雇用者数は、139万7、438人であり、この数字を基礎に算出した茨城県における労働組合の推定組織率は、14.2%となっている。

(表-2) 茨城県及び全国における推定組織率の推移

		茨城県		全国			
	推定組織率	組合員数	推定雇用者数	推定組織率	組合員数	雇用者数	
年	%	人	人	%	人	人	
平成26年	14. 1	186, 895	1, 321, 449	17. 5	9, 849, 000	56, 170, 000	
平成27年	14. 5	192, 858	1, 332, 741	17. 4	9, 882, 000	56, 650, 000	
平成28年	14. 5	195, 660	1, 350, 386	17. 3	9, 940, 000	57, 400, 000	
平成29年	14. 1	194, 185	1, 375, 794	17. 1	9, 981, 000	58, 480, 000	
平成30年	14. 2	198, 979	1, 397, 438	17. 0	10, 070, 000	59, 400, 000	

※ 茨城県の組合員数は単位労働組合(「単位組織組合」と「単一組織組合」の下部組合(単位扱組合))の合計である。 ※推定組織率は、次の方法で算出した。

推定組織率= (労働組合員数) ÷ ((推定) 雇用者数) ×100

- ・全国の雇用者数は、総務省統計局「労働力調査」各年6月分による。
- ・茨城県の推定雇用者数は,直近の「経済センサス 基礎調査」の結果に全国の雇用者数の伸び率を乗じて推計した。
- ・平成 25 年以前は、平成 21 年「経済センサス 基礎調査」を用いて算出し、平成 26 年以降は、平成 26 年「経済センサス 基礎調査 (H27.11.30 公表)」を用いて算出している。

3. 組織状況 (表-3, 4, 5, 6, 7, 8)

(1) 適用法規別組織状況(表-3)

適用法規別にみると,労働組合数では,「労組法」適用組合が803組合(組合数合計の86.3%),次いで,「地公法」78組合(8.4%),「国公法」36組合(3.9%)等の順となっている。 労働組合員数では,「労組法」適用労働組合員数が173,604人(組合員数合計の87.2%),次いで,「地公法」23,099人(11.6%),「地公労法」1,240人(0.6%)の順となっている。

労組法=労働組合法,行労法=行政執行法人の労働関係に関する法律,地公労法=地方公営企業等の労働関係に関する法律, 国公法=国家公務員法,地公法=地方公務員法

(表-3) 適用法規別組織状況

F /\	組合数		組合	員数	対前年増減	
区分		構成比		構成比	組合数	組合員数
合計	930	100.0%	198, 979	100.0%	0	4, 794
口頂	161	100.0%	31, 502	100.0%	-3	4, 747
労組法	803	86.3%	173, 604	87. 2%	1	5, 464
力組伝	136	84. 5%	31, 400	99. 7%	4	4, 856
特労法	0	0.0%	0	0.0%	0	0
付力伝	0	0.0%	0	0.0%	0	0
地公労法	13	1.4%	1, 240	0.6%	-1	-262
地公方伝	4	2.5%	10	0.0%	0	-3
国公法	36	3.9%	1,036	0. 5%	0	-65
	6	3. 7%	27	0.1%	0	0
地公法	78	8.4%	23, 099	11. 6%	0	-343
地公伍	15	9.3%	65	0. 2%	-7	-106

[※]下段は内数で、パートタイム労働者を組合員とする組合数及びパートタイム労働者の組合員数である。

(2) 産業別組織状況(表-4)

産業別にみると、労働組合数では、「製造業」が最も多く299組合(組合数合計の32.2%) と約3分の1を占め、次いで、「運輸業、郵便業」104組合(11.2%)、「公務」100組合(10.8%)の順となっている。

また、労働組合員数では、「製造業」が最も多く72、516人(組合員数合計の36.4%)と約4割を占め、次いで、「卸売業、小売業」の46、158人(23.2%)、「公務」の15、532人(7.8%)の順となっている。

(表-4) 産業別組織状況

区分	組合	数	組合	員 数	対前 ^在	F増減
		構成比		構成比	組合数	組合員数
合計	930	100.0%	198, 979	100.0%	0	4, 794
合計	161	100.0%	31, 502	100.0%	-3	4, 747
曲 ++ ++ **	4	0.4%	69	0.0%	0	1
農林,林業	2	1.2%	19	0. 1%	1	1
漁業	1	0.1%	313	0. 2%	0	0
	0	0.0%	0	0.0%	0	0
建設業	43	4.6%	6, 998	3. 5%	-1	37
建	0	0.0%	0	0.0%	0	0
製 造 業	299	32.2%	72, 516	36. 4%	2	591
我 但 未	6	3.7%	382	1. 2%	0	-25
電気・ガス・熱供給・	29	3.1%	2, 910	1. 5%	-1	-56
水道業	5	3.1%	44	0. 1%	0	27
建 却 活 / 类	18	1.9%	4, 691	2. 4%	-2	105
情報通信業	0	0.0%	0	0.0%	-1	-7
年 於 米 和 年 米	104	11.2%	8, 742	4. 4%	-1	-46
運輸業,郵便業	10	6.2%	112	0.4%	1	12
卸売業,小売業	89	9.6%	46, 158	23. 2%	3	4, 769
即 冗 兼 , 小 冗 兼	60	37.3%	29, 135	92. 5%	2	4, 762
	29	3.1%	9, 962	5. 0%	0	-1
金融業,保険業	9	5.6%	217	0. 7%	0	55
了科立世 - 施口任代世	5	0.5%	368	0. 2%	0	6
不動産業,物品賃貸業	0	0.0%	0	0.0%	0	0
学 術 研 究 ,	51	5. 5%	5, 683	2. 9%	2	34
専門・技術サービス業	12	7.5%	292	0. 9%	0	1
宿泊業,	4	0.4%	481	0. 2%	0	0
飲食サービス業	0	0.0%	0	0.0%	0	0
生活関連サービス業,	7	0.8%	1, 389	0. 7%	0	-10
娯 楽 業	0	0.0%	0	0.0%	0	0
教育, 学習支援業	58	6.2%	9, 812	4. 9%	0	-277
教 月 , 子 百 又 抜 耒	13	8.1%	57	0. 2%	1	3
医 侫 圬 됬	41	4.4%	5, 372	2. 7%	-1	-78
医 療 , 福 祉	16	9.9%	239	0.8%	0	-18
複合サービス事業	29	3.1%	7, 213	3. 6%	-1	-129
医百り一日 ク 争 美	6	3.7%	880	2. 8%	1	44
サービス業	11	1.2%	275	0. 1%	0	17
(他に分類されないもの)	1	0.6%	7	0.0%	0	-1
Z- 0 lib	8	0.9%	495	0. 2%	0	9
そ の 他	2	1.2%	45	0. 1%	0	0
/\ 3/ 4	100	10.8%	15, 532	7. 8%	0	-178
公務	19	11.8%	73	0. 2%	-8	-107

※下段は内数で、パートタイム労働者を組合員とする組合数及びパートタイム労働者の組合員数である。

(3)企業規模別組織状況(表-5)

企業規模別にみると、労働組合数では常用労働者 300 人以上の合計が 447組合(組合数合計の 48.1%)となっており、同 299 人以下の合計が 302組合(32.5%)、国公営が 129組合(13.9%)となっている。

労働組合員数では300人以上の合計が150,586人(組合員数合計の75.7%),国公営が25,505人(12.8%)となっており、これらで全体の88.5%を占めている。299人以下の合計は15,556人(7.8%)となっている。

(表-5) 企業規模別組織状況

マハ マハ	組合	} 数	組合	·員数	対前年増減	
区分		構成比		構成比	組合数	組合員数
合計	930	100.0%	198, 979	100.0%	0	4, 794
	161	100.0%	31, 502	100.0%	-3	4, 747
29人以下	50	5.4%	1, 120	0.6%	0	610
23761	11	6.8%	49	0.2%	0	8
30~99人	114	12. 3%	3, 955	2.0%	-5	-157
30 337	9	5.6%	61	0.2%	1	6
100~299人	138	14.8%	10, 481	5. 3%	0	-446
100 2337	13	8.1%	267	0.8%	2	55
小計	302	32. 5%	15, 556	7.8%	-5	7
	33	20. 5%	377	1.2%	3	69
300~499人	48	5. 2%	5, 962	3.0%	-1	76
300 4337	3	1. 9%	207	0.7%	0	-17
500~999人	66	7. 1%	13, 045	6.6%	3	1, 384
000 3007	10	6. 2%	1,054	3. 3%	0	-93
1,000人以上	333	35. 8%	131, 579	66. 1%	2	3, 918
1,000八四上	85	52.8%	29, 704	94. 3%	1	4, 895
小計	447	48. 1%	150, 586	75. 7%	4	5, 378
\1,bl	98	60.9%	30, 965	98. 3%	1	4, 785
その他	52	5. 6%	7, 332	3. 7%	2	298
ての他	5	3. 1%	58	0. 2%	0	2
国公営	129	13. 9%	25, 505	12.8%	-1	-889
四五百	25	15. 5%	102	0.3%	-7	-109

[※]下段は内数で、パートタイム労働者を組合員とする組合数及びパートタイム労働者の組合員数である。 「その他」は、1組合が2つ以上の企業または個人労働者から組織された組合などである。

(4)上部団体別組織状況(表-6)

県内の上部団体への加盟状況をみると、連合茨城(日本労働組合総連合会茨城県連合会)加盟が491組合(組合数合計の52.8%)、144、960人(組合員数合計の72.9%)。茨城労連(茨城県労働組合総連合)加盟が93組合(10.0%)、7、730人(3.9%)。

上述の上部2団体に加盟していない組合が346組合(37.2%),46,289人(23.3%)となっている。

(表-6) 県内上部団体別組織状況

	連合茨城	茨城労連	その他	合計
√ □ △ * ₩	491	93	346	930
組合数	52.8%	10.0%	37. 2%	100.0%
組合員数	144, 960	7, 730	46, 289	198, 979
1 1 只 数	72.9%	3.9%	23.3%	100.0%

(5) 地域別組織状況(表-7)

地域別に組織状況をみると、労働組合数では県南地域が290組合(組合数合計の31.2%)と最も多く、次いで、県央地域285組合(組合数合計の30.6%)となっている。

労働組合員数では県南地域が79,675人(全体の40.0%)と最も多く,次いで,県央地域50,738人(全体の25.5%)となっている。

(表-7) 地域別組織状況

豆八	組合数		組合	員数	対前年増減	
区分		構成比		構成比	組合数	組合員数
合計	930	100.0%	198, 979	100.0%	0	4, 794
口印	161	100.0%	31, 502	100.0%	-3	4, 747
県北	107	11. 5%	28, 434	14. 3%	0	157
	16	9.9%	594	1. 9%	1	-49
県央	285	30.6%	50, 738	25. 5%	2	-3, 105
<u></u>	62	38. 5%	2, 496	7. 9%	-2	-1, 427
鹿行	96	10.3%	17, 237	8. 7%	0	240
庇1」	9	5. 6%	400	1.3%	0	51
県南	290	31. 2%	79, 675	40.0%	-1	7, 896
	61	37. 9%	27, 397	87.0%	0	6, 204
県西	152	16. 3%	22, 895	11.5%	-1	-394
<u> </u>	13	8.1%	615	2.0%	-2	-32

※下段は内数で、パートタイム労働者を組合員とする組合数及びパートタイム労働者の組合員数である。

(6) 市·郡別組織状況(表-8)

市・郡別の組織状況をみると、組合数では市計が853組合(組合数県計の91.7%)、郡計が 77組合(8.3%)となっている。組合員数では市計が190,084人(組合員数県計の95. 5%), 郡計が8, 895人(同4.5%)となっている。

各市・郡別に組合数をみると水戸市が168組合(組合数県計の18.1%)と最も多く、次いで、 つくば市100組合(10.8%),日立市59組合(6.3%)等の順になっている。

組合員数では、つくば市46、559人(23.4%)と最も多く、次いで、水戸市が30、65 7人(組合員数県計の15.4%), 日立市21, 928人(11.0%)等の順になっている。

(表一8) 市・郡別組織状況(行政順)

	(0) 1 1	1	組合数		組合員数	
	区分		(組合)	構成比	(人)	構成比
	<i></i>		(////////////////////////////	(%)	()()	(%)
県		計	930	100.0%	198, 979	100.0%
水水	戸	市	168	18. 1%	30, 657	15.4%
日	'	市	59	6. 3%	21, 928	11.0%
土	浦	市	49	5.3%	11, 216	5.6%
古	河	市	45	4.8%	8, 727	4.4%
石	岡	市	20	2.2%	2, 238	1.1%
結	城	市	15	1.6%	1, 106	0.6%
竜	ケー崎	市	18	1.9%	1,944	1.0%
下	妻	市	12	1.3%	1, 978	1.0%
常	総	市	20	2.2%	1,836	0.9%
常	陸 太 田 萩	市	8	0.9%	863	0.4%
高:		市	8	0.9%	960	0.5%
北		<u>市</u>	20	2.2%	3, 011	1.5%
笠	間	<u>市</u>	22	2.4%	2, 382	1.2%
取	手	<u>市</u>	16	1.7%	5, 900	3.0%
牛	久	<u>市</u>	13	1.4%	3, 165	1.6%
2	くば	<u>市</u>	100	10.8%	46, 559	23.4%
7			39	4.2%	11,018	5.5%
鹿	嶋	市.	29	3.1%	7, 327	3.7%
潮	来	<u>市</u>	5	0.5%	224	0.1%
守	谷	市	10	1. 1%	1131	0.6%
常	陸大宮	市	12	1. 3%	2,063	1.0%
那	珂	市立	3	0.3%	569	0.3%
筑山		<u>市</u>	31	3.3%	4, 953	2.5%
坂	東	<u>市</u>	8	0.9%	824	0.4%
稲	カスパここ	<u>市</u>	20	2. 2%	1, 444	0.7%
か		<u>市</u>	11	1. 2%	950	0.5%
桜地	<u> </u>	市士	3	0.3%	994	0.5%
<u>神</u> 行	栖 方	<u>市</u>	51 6	5. 5%	7, 859	3.9%
<u>1</u> 」 鉾	<i>Д</i> 田	市市	5	0.6%	1, 363 464	0. 7% 0. 2%
呼	<u> </u>		12	0. 5% 1. 3%	2, 207	1.1%
/ls	<u>、はみらい</u> 美 玉	<u>'川</u> 市	15	1. 5%	2, 207	1. 1%
市	大 上	計	853	91. 7%	190, 084	95. 5%
東	茨 城	郡	24	2.6%	1, 743	0.9%
那	<u></u>	郡	9	1.0%	1, 507	0.8%
久	 慈	郡	5	0.5%	247	0.1%
稲		郡	20	2. 2%	2, 799	1.4%
結		郡	4	0.4%	493	0.2%
猿	 島	郡	14	1. 5%	1, 984	1.0%
北	 相 馬	郡	1	0.1%	122	0.1%
郡	TH MA	計	77	8.3%	8, 895	4.5%
石门		百丁	1.1	ბ. 3%	8, 895	4.5%

茨城労働 Seed 3 月号 第 710 号 茨城県産業戦略部労働政策課

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6 平成31年(2019年) 3月発行

TEL 029-301-3635

http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo /rosei/rodo/seed/index.html